

地研通信

発行人 茂木 陽一
編集人 駒田 亜衣
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 電話(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

2016年 地域問題研究所研究員

(研究期間2016年4月～2017年3月)

研究員

杉山 直	トヨタの労使関係の研究
楠本 孝	ヘイト・スピーチと刑法
金江 亮	最適成長理論に基づく格差・成長の研究
小野寺 一成	地方都市再生に向けたコンパクトな都市構造の形成と都市再生手法に関する研究
駒田 亜衣	特定健診受診者の栄養調査実施による健診結果の改善効果について
茂木 陽一	近代における棄児の比較研究
北村 香織	ユニバーサルデザインのまちづくりにおける住民参加のあり方
武田 誠一	地域包括ケアシステム下における主任介護支援専門員の役割に関する研究
長友 薫輝	皆保険体制による医療保障の現状と課題
三宅 裕一郎	安全保障法制が地方自治体や民間部門にもたらす影響
山田 徳広	「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」事業としての 「生姜プロテアーゼを用いた豆乳ゲル化食品の開発に関する研究」

奨励研究員

三宅 裕一郎	地域からみた家族法の変容
--------	--------------

特別研究員

岩田 俊二	災害弱者の津波避難援護に関する研究
雨宮 照雄	①市町村合併の財政検証 ②公会計改革 ③県下市町の財政分析

2016年度 地研運営体制 (2016年6月30日現在)

所長	茂木 陽一	HP担当	地域問題研究所
会計担当	金江 亮	交流集会担当	三宅 裕一郎
年報担当	茂木 陽一	地研運営委員 法経科	金江 亮
通信担当	駒田 亜衣	地研運営委員 生活科学科	駒田 亜衣

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。

研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。(研究期間2016年4月～2017年3月)

【研究概要】

研究員名	研究テーマ	研究概要
杉山 直	トヨタの労使関係の研究	トヨタは2016年から技能職の人事制度を変更し、現在は労使で事務技術職の「働き方」の見直しを進めている。また、技能職においても、新人事制度の運用上の課題の検討が進められている。 本研究では、トヨタにおける事務技術職の人事管理の変更を明らかにしつつ、それを通じた労使の取り組みから、労使関係の新たな特徴を明らかにしたい。また、トヨタの労使関係は、全トヨタ労連を通じて、トヨタの関連企業の労使関係に影響を与えている。本研究では、三重県下のトヨタ関連企業の労使関係も取り上げていきたい。
楠本 孝	ヘイト・スピーチと刑法	差別的言論の刑事規制の可能性を検討する。 大阪市条例を参考に比較法的研究と並んで歴史的研究も行う。
金江 亮	最適成長理論に基づく格差・成長の研究	近年、ピケティがブームになるなど、資本主義の長期動向と格差問題とを結びつけた研究が注目されている。格差や階級の問題はリカード・マルクスの古典派経済学から扱われているが、これを現代の最適成長理論の枠組みで分析する。 格差といっても、いろいろ考えられる。たとえば、松坂市は畜産が盛んであり、それを資本とみれば畜産資本の蓄積が進んでいる。同じように、四日市市は工業資本、伊勢市は漁業資本というように、種類の異なる複数の資本があり、その資本蓄積の差が経済成長や格差の問題にどう影響するかは、理論的にも実証的にも興味深い問題であり、研究したい。
小野寺 一成	地方都市再生に向けたコンパクトな都市構造の形成と都市再生手法に関する研究	地方都市の再生に向け、重要な歴史的文化的資源と公的施設や都市機能が集積した城址周辺地区や商業業務地区を含む中心市街地及び地域拠点に着目して、コンパクトな都市構造の形成と都市再生手法に関する知見を得ることを目的とする。都市機能が集積する城址周辺地区や商業業務地区において、公共施設集約化等による先進的な都市づくりを行っている事例研究を通して、中心市街地のあり方及び都市再生手法の検討を行う。具体的・先進的な事例をもとに調査を行い、プロジェクトの背景やプロセスの特徴をまとめる。
駒田 亜衣	特定健診受診者の栄養調査実施による健診結果の改善効果について	三重県亀山市で実施された特定健診の受診者を対象に栄養調査を実施し、その結果を対象者に返却する。結果には食生活の問題点や改善すべき点を詳細に記載し、自身の食生活改善のきっかけとしてもらう。調査の実施と結果の返却により、検査結果と自身の食生活とを照らし合わせて振り返ることができ、そのことが、次年度の特定健診の結果改善につながると思われる。栄養調査を実施しない対象者もコントロール群としておき、調査実施者との改善程度の比較を行う。調査実施による健診受診率の向上も見込める。
茂木 陽一	近代における棄児の比較研究	明治4年の棄児教育米制度の成立以後、不十分ながら捨て子は国家的保護の対象となるが、それと関連してマビキ慣行(堕胎・嬰兒殺)の一部を構成していた遺棄の対象としての捨て子が消滅していったのか、否かを比較研究の視点から分析していく。 具体的には、長崎県・東京府と三重県の比較により研究を進め、進展の状況により福岡県・愛媛県に分析の対象を拡大していく。

北村 香織	ユニバーサルデザインのまちづくりにおける住民参加のあり方	三重県には「ユニバーサルデザインのまちづくり条例」が存在し、津市においてもユニバーサルデザインのまちづくりが目指されている。誰もが住みやすいまちづくりを目指すためには、住民の意見をくみ取る必要があるが、最も支援や配慮を必要とする人々程意見を表明する場や機会がない。さらに今年は「障害者差別基本法」も施行され、障害を持つ人への合理的配慮が地方公共団体に義務付けられる。配慮を行うためには、まず当事者の意見の表明が必要となる。「まちづくり」を進める際に支援や配慮が必要な人々が意見を表明するにはどのような具体的な工夫や施策が必要なのか、「権利」や「合理的配慮」を理論的に整理しながら、津市を題材として検討する。
武田 誠一	地域包括ケアシステム下における主任介護支援専門員の役割に関する研究	本研究は、これまで指摘されることの少なかった特定事業所加算を算定する居宅介護支援事業所(以下、居宅事業所)に勤務する主任介護支援専門員が、地域包括ケアシステムを推進する上での役割について調査研究するものである。現在、持続可能な社会保障制度維持のため、「自助・互助・共助・公助」の適切な組み合わせが求められているが、特に地域住民を中心とした「互助」への期待が大きくなっている。地域での「互助」の仕組みづくりは、地域包括支援センターび主任介護支援専門員が担うとされている。しかし、地域包括支援センターの主任介護支援専門員よりも多くの主任介護支援専門員が居宅事業所に勤務している現状があるにもかかわらず、その役割については十分に論じられていない。本研究はこの点を明らかにするため、郵送調査を実施する。
長友 薫輝	皆保険体制による医療保障の現状と課題	2015年5月に成立した医療保険制度改革関連法など一連の改革にともない、皆保険体制による医療保障はどのような姿となるのか検討を進め現状と課題を把握する。
三宅 裕一郎	安全保障法制が地方自治体や民間部門にもたらす影響	2015年9月19日、空前の国民的反対の声を前に、国会で安全保障法制が可決成立した。平時から有事まで様々な「切れ目のない」事態に自衛隊が対処することを可能とするこの安全保障法制は、これまで政府自身が維持してきた憲法9条解釈をも大きく踏み越える構造となっており、さらには、やはり昨年4月27日に再改定されアメリカの軍事的ニーズが全面的に打ち出された日米防衛協力の指針(日米ガイドライン)に規格されたものとなっている。当然のことながら、このような新しい安全保障法制は、自衛隊の活動範囲を拡大するだけでなく、一般市民生活にも大きな影響をもたらしかねない。つまり、現代の戦争では、軍事組織が円滑な軍事作戦を展開するためには、場合によっては地方自治体や民間部門の協力・動員が不可欠となることであり、この論点は、実は安全保障法制論議の中でほとんど深まることはなかった。本研究では、安全保障法制が地方自治体や民間部門にもたらしうる影響について具体的なケースをあげながら検証すると共に、それらに対するコントロールをどのように確保していくかについても検討していきたい。
【奨励研究員】 三宅 裕一郎	地域からみた家族法の変容	近年、これまではなかなか憲法判断を行わなかった最高裁において、家族法にかかわる違憲判断が相次いでいる(2013年9月の非嫡出子相続分違憲決定、2015年12月の女性の再婚禁止期間一部違憲判決など)。これは、家族というものの捉え方が徐々に変容し、その多様性についても一定の範囲で社会的承認が進んできていることの現れであるともいえる。こうした問題は、当然のことながらこの三重県内においても生起し、また今後も生起しうる問題である。本研究では、こうした法状況が実際の同種事案などにおいてどのような影響をもたらしているかについて考察する。

山田 徳広	「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」事業としての「生姜プロテアーゼを用いた豆乳ゲル化食品の開発に関する研究」	<p>三重県工業研究所『食と医薬研究課』は、「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」として「食発・地域イノベーション創出展開事業」、「海外・大都市を目指すグローバル食品の開発促進事業」、「6次機能を強化した食品・医薬品の素材開発」を推進することによって県内の食品・薬事関連企業に向けて新たな商品開発や三重ブランド構築等を支援している。</p> <p>食品の6次機能とは、食品の栄養特性としての1次機能、嗜好特性としての2次機能、健康の保持・増進物質としての3次機能の3つの機能が総合的に優れた1×2×3＝6次機能である。1次機能は栄養素を補給して生命を維持する栄養としての機能であり、2次機能は色、味、香り、歯ごたえ、舌触りなど食べたときにおいしさを感じさせる嗜好・食感としての機能である。3次機能は生体防御、体調リズムの調節、老化制御、疾患の防止、疾病の回復調節など生体を調節する健康性機能・生体調節機能のことである。6次機能が優れた食品は1次、2次、3次機能が総合的に優れた食品であり、美味しく健康的な理想の食品であると言って良い。</p> <p>近年、三重県は大豆の生産を振興しており、その作付面積は平成6年の780ha以降増加し、平成26年には4260haと、5倍以上となった。</p> <p>上記のことから、大豆を利用した6次機能に優れた加工食品を開発することは、「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」の事業として有用であり、新たな三重ブランド食品の開発につながる。</p> <p>豆乳は栄養価が高く（1次機能）、イソフラボンなどの機能性成分（3次機能）も有している。また、上記の様に三重県は豆乳の原材料である大豆の生産を振興している。生姜は抗酸化作用や抗血栓作用などの機能性（3次機能）を有すると共にたんぱく質を分解するプロテアーゼを有しており、生姜汁が牛乳中たんぱく質に作用して牛乳ゲルを形成することが知られている。申請者らは、予備実験において生姜汁が豆乳中たんぱく質に作用して豆腐とは異なる食感を持った豆乳ゲルを形成することを見出した。日本には、豆乳ゲル化した豆腐に生姜を添える習慣があり、豆乳ゲルと生姜の組み合わせ日本人の嗜好に合っている（2次機能）。これらの事から豆乳と生姜汁を組み合わせたゲル化食品を開発する事は、大豆を利用した6次機能（栄養・嗜好・健康）に優れた新たな加工食品を開発することとなり、「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点」の事業と合致する。そこで、申請者は、三重県工業研究所『食と医薬研究課』と共同してこの研究に取り組むこととした。</p>
【特別研究員】 岩田 俊二	災害弱者の津波避難援護に関する研究	<p>災害弱者の津波避難援護についての調査研究は三重短期大学地域問題研究所において三重県津市内の3つの自治会を対象に過去4年間行ってきたところであるが、岩田が所属するNPO法人弱者のための暮らし・まちづくり支援センターは静岡県沼津市、伊豆市、焼津市において地研と同様の研究を行ったので、三重県と静岡県の研究結果を総合して「災害弱者の津波避難援護に関する研究」を論説として発表することを目標にする。</p>
【特別研究員】 雨宮 照雄	<p>①市町村合併の財政検証</p> <p>②公会計改革</p> <p>③県下市町の財政分析</p>	<p>①合併特例債の発行延長、合併算定替終了に伴う地方交付税算定方法の見直しなど、合併に係る特例措置の拡充がどのような影響をもたらしたかを研究する。</p> <p>②地方公会計基準が統一されたことを受け、三重県下市町の公会計の現状と課題を調査する。</p> <p>③決算統計を用いた財政分析方法の精緻化を図る。</p>

編集後記

2016年度最初の通信では、特別研究員である岩田俊二先生と雨宮照雄先生の他、研究員11名の研究テーマについてそれぞれ紹介しています。今年度より新たに、生活科学科の山田徳広先生から研究テーマをいただきました。また論文では、法経科の三宅裕一郎先生に「安保法制後の憲法改正論がもつ意味」についてご執筆いただきました。あわせてぜひ、ご一読ください。

(A. K)

安保法制後の憲法改正論がもつ意味

—一般市民生活に与える影響の視点からみえてくること—

三宅 裕一郎

はじめに

2016年7月10日の参議院選挙の結果、連立与党を組む自民・公明、そして憲法改正に積極的なおおさか維新の会、日本のこころを大切にす党などが、242議席中163議席を確保し、衆議院だけではなく参議院でも改憲発議に必要な3分の2以上(162議席)を占めるに至った。憲法公布からまさに70年目のこの年、これまで1度も改正されてこなかった日本国憲法は、新たな岐路に立たされている。

一方で、第2次安倍政権誕生以降(2012年12月)、とりわけ憲法9条を実質的に改変するかのよう な試みが、立て続けになされてきたことも記憶に新しい。2013年12月には、外交防衛政策に関する「司令塔」の役割を果たす国家安全保障会議(日本版NSC)が始動、それと時を同じくして外交防衛分野などの情報を市民の目から遮断する特定秘密保護法も可決される(2014年12月施行)。自衛隊発足からまさに60年目の日にあたる2014年7月1日には、憲法9条の下で集団的自衛権は行使できないとしてきた政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権を含む幅広い軍事力行使容認に舵を切る閣議決定が行われた。そして、これを受ける形で、2015年9月19日、強い国民的反対の声の中、安保法制が可決されている。

このようにみえてくると、これまで改憲の「本丸」とも位置づけられてきた憲法9条は大幅に形骸化され、もはや憲法そのものを改正する意味は失われたようにも思われる。しかしながら、2016年に入ってから安倍晋三首相は、さすがに参院選直前は封印したにせよ、憲法改正に前向きな発言を次々行うようになったことが改めて注目される。

例えば、1月4日の年頭記者会見では、「憲法改正は参院選でしっかり訴えていく。国民的な議論を深めていきたい」と述べている。また、同月10日のNHK番組「日曜討論」では、「おおさか維新もそうだが、改憲に前向きな党もある。責任感の強い人たちと3分の2を構成していきたい」とかなり踏み込んだ発言をしている。そして、2月3日の衆院予算委員会では、自民党の稲田朋美議員が「現実にはまったく合わなくなっている9条2項をこのままにしていくことこそが、立憲主義を空洞化するもの」と指摘したのに対し、「7割の憲法学者が『憲法違反の疑いがある』と自衛隊に対して疑いをもっている状態を、なくすべきではないかという考え方もある」として、憲法9条2項の削除にまで言及しているのである。

これらの事実は、一体なにを意味するのか。つまり、改憲の「本丸」たる憲法9条が安保法制によって実質的に改変されたにみえながら、依然として安倍政権が明文での憲法改正に固執するのは、一体なぜなのか。換言すれば、安保法制には、憲法改正を実現しなければそれを十全に機能させることができない積み残された課題が残されているのではないのか。さらにいえば、昨今の明文改憲論の中で打ち出されてきている緊急事態条項の創設は、こうした文脈からみたとときに、一体どのような意味をもつことになるのか。本小論では、われわれ一般市民生活とのかかわりを中心に、これらの問題について考察を試みたい^{*1}。

1. 現代戦に不可欠な民間協力—安保法制と民間部門—

(1) 「自国防衛」としての集団的自衛権容認?

まず、改めて確認しておきたいのは、2014年7月1日の閣議決定とそれを受けた安保法制によって、自衛隊はこれまでよりも幅広い軍事力行使を行うことが可能になったということである。

とりわけ、当の歴代政府によって否定されてきた集団的自衛権については、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」(存立危機事態)において、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使すること」は、憲法9条の下でも認められるとされた。要するに、日本と親密な他国に対して加えられた武力攻撃が、ひるがえって日本の存立を脅かすような場合には、たとえ自国に対する攻撃がなくても、

日本がその他国と手を携えて武力行使を行うことも、憲法上認められるとされたのである。

なお、安倍政権は、こうした変更について、これは歴代政府の憲法解釈の「基本的な論理」を維持したものであるとしている。けれども、これまで歴代政府は、あくまで「自国に対する」武力攻撃に限定し、その帰結としての自国防衛に必要な限りで自衛権（個別的自衛権）が憲法上認められるとしてきたのであり、そもそも「他国に対する」武力攻撃を契機とする自国防衛の余地を認めてきたわけではない（1972年10月14日の政府見解）。その意味からすれば、閣議決定とそれを受け継いだ安保法制は、どうしても「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかいませんし、法的な安定性を大きく揺るがす」^{*2}という批判的評価に行き着かざるをえないであろう。

(2) 兵站業務（後方支援）を民間に委託する世界的潮流

ところで、一旦安保法制から離れ、軍隊と民間の関係にかかわる、ある世界的な現象に目を転じてみたい。それは、軍隊が兵站業務を民間部門に委託する流れが強まっているということである。

ここにいう「兵站」(logistics)とは、「軍隊の移動と支援を計画し実施すること。その中には、以下にかかわる軍事活動の諸側面が含まれる。a) 物資の計画と展開、確保、貯蔵、移動、配分、維持、退避、及び処分。b) 人員の移動、退避、及び病院収容。c) 施設の確保もしくは建設、維持、運用、及び処分。そして、d) 労役の確保もしくは供給」^{*3}を指し、日本では憲法9条とのかかわりから「後方支援」というまやかし的な表現が一般に採用されている。しかし、兵站は、国際法上、「武力行使」と位置づけられていることには注意が必要である。そして、とりわけ現代戦においては、この兵站の部分が、作戦の成否を決定づける重要な位置を占めるとさえいわれる。例えば、陸上自衛隊幹部も歴任したある防衛大学の教官は、「…部隊が大きくなればなるほど、後方支援の占める地位が大きくなり、作戦の成否に大きな影響を及ぼすことになる。国家レベルになれば、後方支援能力の良否が戦局に大きく影響する。言い換えれば、後方支援の限界が国家の戦争遂行能力を決定する」とまでいい切っている^{*4}。

実は現在、とりわけ冷戦後に顕著になってきた装備面や人員面などでの軍隊のスリム化により、軍隊が民間企業と契約を結んで、それらの企業に兵站業務を委託する例が増加してきている。まさしく「軍事のアウトソーシング」ともいうべき現象であるが、アメリカでは、いわゆる「民間軍事会社」(PMC: private military company)として知られるようになってきている。こうした現象が出てきた理由としては、軍隊にとって兵站業務を民間企業に委託した方が経費節減になったり、また、軍隊だけでは技術的に使いこなせない装備が増加する中で、そうした専門技術を有する民間企業の支援が不可欠となっているという事情が指摘されている^{*5}。

例えば、アメリカの民間軍事会社であるケロッグ・ブラウン・アンド・ルート(KBR)社は、イラクにおいて米軍に対する全面的な兵站支援活動を行っていたが、その内容は、駐留基地建設から机やベッドなどの備品調達・製造、移動式トイレの清掃などにまで及んだという^{*6}。他方、こうした民間企業の契約社員が犠牲になった例も、当然のことながら数多く存在しており、イラク戦争時の2007年中期現在で、イラクでの民間企業契約社員の犠牲者916名の内、アメリカ人の犠牲者数は、実に224名にも上っている^{*7}。

そして、これはもはや、日本にとっても他人事とばかりはいえまい。

なぜならば、2015年8月26日、参議院特別委員会での安保法制の審議において、防衛省より公開された陸上自衛隊内部文書「イラク復興支援活動行動史」の内容が明らかとされたが、それによれば、すでにイラク戦争の際、陸上自衛隊も「総輸送力の99%を民間輸送力に依存」していたことが明らかとなっているからである。しかも、これらの民間企業の社員については、「安全確保配慮」は適用されず労働安全衛生法も適用されなかったのだという。

そして、次でみていくように、昨年可決された安保法制によって、現代戦における民間部門のかかわりはいよいよ現実味を帯びていくことになる。

(3) 有事において協力を求められる民間企業（指定公共機関）とその範囲

昨年の安保法制の審議では、海外における自衛隊員の「リスク」拡大の問題に注目が集まったが、これとても十分に議論が深まったとはいえなかった。しかし、その一方で、安保法制によって一般市民生活を含む民間部門に対してどのような影響が及ぶのかという点については、まったく議論がなされなかったといっても過言ではないであろう。

昨年可決された安保法制の内、事態対処法2条8号では、「指定行政機関、地方公共団体又は指定公

共機関」は、法律の定めるところにより事態に応じて「対処措置」を行うものとされている。この内、民間企業である「指定公共機関」とは、「独立行政法人…、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの」（同法2条7号）とされる。この指定公共機関は、「国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する」（同法6条）が、ここからは一応、安法制によって新たに導入された「存立危機事態」などは除外されている。ただし、この点については、重大な問題点が含まれていると考えるため、それについては「2.」で後述する。

注目すべきは、この指定公共機関の範囲である。先に挙げた同法2条7号では、4つの指定公共機関が列挙されているが、それに加えて、事態対処法施行令（2003年6月13日政令252号（2016年3月30日政令86号によって最終改正））3条では、36の具体的な「公共的機関及び公益的事業を営む法人」が列挙されている。問題は、続けて同施行令3条37号にある、首相が指定して公示した指定公共機関の範囲である。2016年7月27日に最終改正された「内閣総理大臣公示」によれば、その数は実に115の法人に上っており、放送、道路、空港、電気・ガス、運輸、鉄道、通信など、それこそわれわれの日常生活に密接にかかわりのある分野が、すべて網羅的に取りこまれているのである^{*8}。そして、防衛省や自衛隊の内部ではすでに、これら民間部門を「実戦」において活用していくための研究が進んでいることは、つとに指摘されているところでもある。

例えば、先の「内閣総理大臣公示」では、9つの民間フェリー会社が指定公共機関に指定されているが、防衛省は、尖閣諸島など南西諸島での有事に際し、民間フェリーの船員を予備自衛官として業務遂行させることを検討しており、実際に指定公共機関に名の挙がっているフェリー会社から高速フェリーを借りる契約を交わしている^{*9}。防衛省幹部によれば、「部隊の大移動には、海自の3隻の輸送艦では間に合わない。そのうえ、予算は限られており、民間の協力を得る方が安くすむ」というのがその実相である^{*10}。これはまさしく、先述した民間軍事会社が出現するようになった背景と軌を一にするものといえよう。なお、2015年6月26日、防衛省は、これを具体化した「民間船舶の運航・管理事業に関する実施方針」を決定した。

また、2014年春からは、捕虜収容所の運営を民間に委託する計画も浮上しているようである。ここでは、安法制に含まれる捕虜取扱法にも絡んで、捕虜収容者に出す食事メニュー、日々の労働プログラム、死亡した捕虜の検視や遺体の保存方法などについて研究を行い、その一部を民間企業に委託することまでが予定されているという^{*11}。

要するに、日本においても軍事のアウトソーシング、「民間軍事会社」の萌芽ともいうべき現象が、徐々にみられるようになってきているということである。民間部門のかかわりを組み込んだ安法制による有事法制の再起動は、こうした動きにも大きな影響を与えることになるであろう^{*12}。

2. 緊急事態条項改憲論が意味すること—安法制と憲法9条改憲の「架け橋」？—

冒頭でも述べたように、憲法9条を実質的に改変するような安法制が可決されたにもかかわらず、安倍政権は明文改憲を諦めてはいない。もちろん、その「本丸」は依然として憲法9条にあることは数々の発言から明らかであるが、一方で、最近の改憲論の中心に位置づけられるようになったのが、緊急事態条項の創設である。その主たる理由としては、大規模自然災害を「口実」とする緊急事態条項の創設は、それに対する国民的な反発も少なく、なにより他党の合意が得られやすいということが挙げられる^{*13}。

しかしながら、緊急事態条項創設のねらいは、恐らくこれだけにはとどまらない。そこには、安法制の審議の過程ではほとんど議論にならなかった、戦時における民間企業や国民の協力を「憲法上の義務」に格上げすることが、まず先行して想定されていると思われる。先にもみてきたように、安法制によって改正された事態対処法では、日本有事を意味する「武力攻撃事態等」において民間企業である「指定公共機関の責務」（6条）が定められている。また、同法では「国民の協力」（8条）が定められ、それを受けた国民保護法（ただし、奇妙なことに、今回の安法制には含まれていない）でも、指定行政機関や地方自治体などが対処措置を行う際の「国民の協力」（4条）が定められている。ただし、これらの規定は、現段階ではあくまでも「努力規定」ととどまっており、しかも、集団的自衛権発動の状態である「存立危機事態」での適用は、法文上除外されている。しかしながら、政府が「武力攻撃事

態等」と「存立危機事態」は「併存」として答弁していることからすれば^{*14}、「存立危機事態」においてもそれぞれ「切れ目」なく、指定公共機関や国民が国に対して協力を求められる事態は十分に想定されうる^{*15}。このことは、とりわけ現代戦が民間の動員を不可欠とする現実を照らしたとき、杞憂とばかりはいえまい。

そしてそこに、「何人も、法律の定めるところにより、・・・国その他公的機関の指示に従わなければならない」とする2012年4月に自民党が発表した「日本国憲法改正草案」99条3項のような緊急事態条項が創設されるとすれば、公的機関への国民の協力がたちまち「憲法上の義務」へと格上げされてわれわれにのしかかってくる可能性は、否定しきれないといえよう^{*16}。つまり、緊急事態条項は、安保法制が積み残した課題を突破して、憲法9条という「本丸」にまた一步踏み込む機能を果たすことになると考えられるのである。

このようにみえてくると、安保法制が可決されたとはいえ、盤石かつ十全な他国並みの軍事力行使を可能とするためには、どうしても「戦争をしないことを前提につくられている日本国憲法の体系を根本的に転換」する^{*17}という課題を克服しなければならないということになる。しかしまだ、そのハードルは高い。従って、安保法制と憲法9条のさらなる改変とをつなぐ「架け橋」として現在模索されているのが、さしあたり緊急事態条項の創設になるのではないだろうか。

おわりに

以上、安保法制が成立したにもかかわらず、今なお明文による憲法改正が模索されている背景について、かけあしでみてきた。端的にいえば、そこでは、現代戦には不可欠な民間部門の協力を義務づけることを、まずはなにより優先させようとするねらいがあると考えられる。

繰り返しとなるが、現代戦は、軍隊同士だけで行われるものではない。そこには、より豊富なリソースを有する民間部門の動員が、どうしても不可欠なものとなる。このことが、われわれ一般市民生活に与える影響は、火をみるよりも明らかなといえるであろう。

戦争と平和の問題を自分自身の問題として捉える想像力と創造力が、今なにより求められている。

*1 なお、詳細については、三宅裕一郎「安倍政権はなぜ明文改憲に固執するのか」渡辺治編『日米安保と戦争法に代わる選択肢—憲法を実現する平和の構想—』（大月書店、近刊予定）を参照。

*2 2015年6月4日の衆院憲法審査会における長谷部恭男参考人（早稲田大学教授・憲法学）の発言。

*3 HEADQUARTERS, DEPARTMENT OF THE ARMY, ORDNANCE OPERATIONS (Apr.2014).

*4 防衛大学校・防衛学研究会編『軍事学入門（第2版）』（かや書房、2012年）318頁（傍線は引用者）。

*5 江畑謙介『軍事とロジスティックス』（日経BP社、2008年）180頁以下参照。

*6 同上187頁。

*7 同上189頁。

*8 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogohousei/hourei/kakuho_kouji.html（2016年8月20日最終閲覧）

*9 「毎日新聞」2014年8月3日付朝刊。

*10 「朝日新聞」2014年8月26日付朝刊。

*11 同上。

*12 なお、渡辺治は、今回の安保法制に含まれた2003年の有事法制が制定された段階で、これらの法律のねらいが『周辺有事』あるいは『グローバル有事』に対して国民を動員するところにある」と指摘していた。渡辺治「有事関連法案と日米当局者の意図」全国憲法研究会編『憲法と有事法制（法律時報増刊）』（2002年）74頁。

*13 例えば、2014年11月6日の衆院憲法審査会で、当時自民党憲法改正推進本部長を務めていた船田元は、「初回の憲法改正として」「できるだけ多くの政党が合意できる項目」の1つに緊急事態条項を挙げていた。

*14 例えば、2015年7月27日の参院本会議での安倍首相の答弁。

*15 これに関連して、2016年1月29日、全日本海員組合が「民間船員を予備自衛官補とすることに断固反対する声明」を発表していることが注目される。なお、同3月25日の参院予算委員会では、中谷元防衛大臣が、「存立危機事態」でも日本の民間船舶が、米軍の人員や物資の輸送を行うことがありうることを認めている。

*16 三宅裕一郎「緊急事態条項は『魔法の杖』か?」『法学セミナー』738号（2016年）53-54頁。愛敬浩二「安保関連法案のねらいと法案論議の問題点」『別冊法学セミナー・安保関連法総批判』（日本評論社、2015年）21頁も参照。

*17 渡辺治『安倍政権の改憲・構造改革新戦略—二〇一三参院選と国民的共同の課題—』（旬報社、2013年）120頁。

◆ 編集後記は紙面の都合上、4頁に掲載しております。